

補完貸付制度の利用申込みの随時受付けについて

2016年6月15日現在
日 本 銀 行

日本銀行では、補完貸付制度の利用の申込みについて、随時受付ける扱いと
しています（以下、当該受付を「随時受付け」といいます。）。

- 補完貸付の取引等の概要については、日本銀行ホームページに記載し
ている「補完貸付の概要」をご覧ください。
- 原則として年1回の頻度で行う貸付先の承認の更新については、日本
銀行ホームページの「ホーム>金融政策>金融政策手段>オペレーショ
ン等の対象先選定・公募」中の「補完貸付制度の貸付先」の「貸付先承
認等について」にリンクされている「補完貸付制度における貸付先の承
認の更新等について」をご参照ください。

補完貸付制度の利用の申込みを希望する先（以下「希望先」といいます。）は、
希望先の本店その他国内における営業の本拠である営業所等の所在地を業務区
域とする日本銀行本支店（本店の場合には金融機構局金融第1課、金融第2課
または金融第3課、支店の場合には営業課または総務課）に、「補完貸付制度利
用申込書」（書式1）を提出して下さい。

- 補完貸付制度における貸付先の承認基準は別紙1.、補完貸付先の承認
取消しにかかる予告措置の概要は別紙2. のとおりです。
- 次の①から③までの何れかに該当する場合には、自己資本比率等報告
（書式2）および日本銀行が必要とする資料を日本銀行金融機構局に提
出してください^(注)。

- ①申出の直前の決算期末（中間決算を含みます。ただし、申出の直前の決算期末の自己資本比率等が申出時に判明していない場合には、判明している直近の決算期末とします。以下同じです。）以降、他の法人との合併、他の法人からの事業の全部もしくは一部譲受け、他の法人への事業の一部譲渡、他の法人からの会社分割による事業の全部もしくは一部承継、他の法人への会社分割による事業の一部承継または増減資があった場合（既に日本銀行に自己資本比率等および日本銀行が必要とする資料を提出済みである場合を除きます。）
- ②申出の直前の決算期末の自己資本比率、資本バッファ比率または流動性カバレッジ比率について、日本銀行に提出した後、これを変更した場合（変更後の自己資本比率、資本バッファ比率または流動性カバレッジ比率を既に日本銀行に提出済みの場合を除きます。）
- ③①または②の場合のほか、日本銀行が、自己資本比率等、その算出根拠資料その他の必要とする資料の提出を求めた場合（資料の提出を求める場合には、日本銀行から個別に取扱いをご連絡します。）

（注） 考査オンラインの利用先は、書式 2 の提出に際して、考査オンラインを利用して下さい。

以 上

（照会先）

金融機構局 金融第 1 課 03-3277-1318

(書式1)

補完貸付制度利用申込書

当(注1) (注2)店は、日本銀行(注3)店において、補完貸付制度の利用を希望します。つきましては、日本銀行から要請があった場合には、自己資本比率等、その算出根拠資料その他の日本銀行が必要とする資料を速やかに提出します。

補完貸付制度の貸付先として承認された場合には、利用に当って日本銀行が定めるところに従います。

年 月 日

(金融機関等名) (注4)

(役職名、代表者名)

(注5) 印 (注6)

日本銀行金融機構局長 (注7) 殿

(注1) 当行、当社、当金庫等を記入して下さい。

(注2) 補完貸付制度の利用を希望する店舗の名称を記入して下さい。

(注3) (注2)の店舗が相対型電子貸付取引を行っている日本銀行本支店(今回(注2)の店舗が相対型電子貸付取引の申込みを行う場合には、同取引を希望する日本銀行本支店)を記入して下さい(本店の場合には「本店」、支店の場合には「〇〇支店」と記入して下さい)。

(注4) 日本銀行との当座預金取引において業務局または支店に届出済の印鑑届における金融機関等名を記載して下さい。また、外国銀行および外国法人である金融商品取引業者の場合には、届出済の和文呼称を使用して下さい。

(注5) 頭取、社長、理事長等が記名なつ印または署名して下さい。

(注6) 代表者欄への支店長等の代理人名の記載は不可。印章は、日本銀行との当座預金取引において業務局または支店に届出済の代表者の印鑑届に押なつているもの(署名鑑届出者については届出済の署名)を使用して下さい。

(注7) 本書の提出先が本店の場合は金融機構局長、支店の場合は当該支店長として下さい。

この申込みにかかる連絡先(1~2名記入して下さい)

担 当 部 署 氏 名 電 話 番 号

(書式2)

補完貸付制度の貸付先承認にかかる自己資本比率等報告

当(注1)は日本銀行が行う補完貸付制度の貸付先承認のために、以下のとおり、自己資本比率等を報告します。

なお、日本銀行から要請がある場合には、計数の裏付けとなる資料等を速やかに提出します。

1. 区分(該当区分の左欄に○を記入)

区分	
	(1) 国際統一基準適用先
	(2) 母国においてバーゼルⅢ規制の適用を受けている外国銀行または母国においてバーゼル規制が存在しない外国銀行
	(3) 国内基準適用先
	(4) 母国においてバーゼルⅠ規制もしくはバーゼルⅡ規制の適用を受けている外国銀行
	(5) 金融商品取引業者(本邦法人)
	(6) 金融商品取引業者(外国法人)
	(7) 証券金融会社
	(8) 短資業者
	(9) その他

2. 自己資本比率 (注2)

○ 1.において (1)または(2)の先

(単位:百万円、%)

	単 体 (年 月末時点)	連 結 (年 月末時点)	(注3) 銀行持株会社 (年 月末時点)
普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目の額 (A)			
普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目の額 (B)			
普通株式等 Tier 1 資本の額 (C)=(A)-(B)			
リスクアセット (D)			
普通株式等 Tier 1 比率 (C)/(D)			
その他 Tier 1 資本に係る基礎項目の額 (E)			
その他 Tier 1 資本に係る調整項目の額 (F)			
その他 Tier 1 資本の額 (G)=(E)-(F)			
Tier 1 資本の額 (H)=(C)+(G)			
Tier 1 比率 (H)/(D)			
Tier 2 資本に係る基礎項目の額 (I)			
Tier 2 資本に係る調整項目の額 (J)			
Tier 2 資本の額 (K)=(I)-(J)			
総自己資本合計 (L)=(H)+(K)			
総自己資本比率 (L)/(D)			

○ 1.において (3)の先

(単位：百万円、%)

	単 体 (年 月末時点)	連 結 (年 月末時点)	(注3) 銀行持株会社 (年 月末時点)
コア資本に係る基礎項目の額 (A)			
コア資本に係る調整項目の額 (B)			
自己資本総額 (C)=(A)-(B)			
リスクアセット (D)			
自己資本比率 (C)/(D)			

○ 1.において (4)の先

(単位：百万円、%)

	単 体 (年 月末時点)	連 結 (年 月末時点)	(注3) 銀行持株会社 (年 月末時点)
基本的項目 (A)			
うち、その他有価証券の評価差損(△)			
補完的項目 (B)			
うち、その他有価証券の貸借対照表計上額 から帳簿価額を控除した額の 45%相当額			
うち、期限付劣後債務および期限付優先株			
準補完的項目 (C)			
控除項目 (D)			
自己資本総額 (E)=(A)+(B)+(C)-(D)			
リスクアセット (F)			
自己資本比率 (E)/(F)			

○ 1.において (5)または(6)の先

(単位：%)

	単 体 (年 月末時点)	川下連結 (年 月末時点)	川上連結 (年 月末時点)
自己資本規制比率			
普通株式等 Tier 1 比率			
Tier 1 比率			
総自己資本規制比率			

○ 1.において(7)または(8)の先 (単位:%)

	単 体 (年 月末時点)
自己資本比率	

○ 1.において(9)の先 (注4)

--

3. その他報告事項 (注5)

--

年 月 日

(金融機関等名) (注6)

(役職名、代表者名)

(注7)

日本銀行金融機構局長 殿

(注1) 当行、当社、当金庫等を記入して下さい。

(注2) ・該当する項目のみ記載して下さい。

- ・算出時点は申出直前の決算期末として下さい(中間決算期末を含みます。ただし、申出直前の決算期末の自己資本比率が申出時に判明していない場合には、判明している直近の決算期末として下さい。)
- ・自己資本比率は小数点第3位以下切り捨てをして下さい。金額については小数点以下(百万円未満)切り捨てとして下さい。
- ・表中「その他有価証券の評価差損(△)」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記入して下さい。
- ・表中「その他有価証券の貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額の45%相当額」欄は、算出した金額が正の値である場合に限り記入して下さい。
- ・「川下連結」は、「特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照

らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」(平成22年金融庁告示第128号)に基づき算出される連結自己資本規制比率をいいます。また、「川上連結」は、「最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」(平成22年金融庁告示第130号)に基づき算出される連結自己資本規制比率をいいます。

(注3)銀行持株会社とは、銀行法第52条の17第1項に基づき設立認可された会社をいいます。

(注4)該当する場合には、別途ご相談下さい。

(注5)・自己資本比率算出時点以降申込書提出締切日までの間に、他の法人との合併、他の法人からの事業の全部もしくは一部譲受け、他の法人への事業の一部譲渡、他の法人からの会社分割による事業の全部もしくは一部承継、他の法人への会社分割による事業の一部承継または増減資(以下この項で「合併または増減資等」といいます。)があった場合(該当する先は、その旨を明記して下さい。)には、(注2)の時点の自己資本比率とともに、当該合併または増減資等を反映した実績値を報告して下さい。但し、実績値がない場合には、申込書提出日に直近の時点の見込み値または監督官庁に合併等を反映した見込み値を提出済であるときはその数値を報告して下さい。

・また、申込書提出締切日時点において、合併または増減資等の計画を公表している場合は、その旨を記載して下さい。

・実績値または見込み値の報告に当っては、必ず算出時点を明示し、併せて算出の根拠となる計数等を提出して下さい。また、監督官庁に提出済の見込み値を報告する場合には、提出を証する書面(書式適宜)を提出して下さい。

(注6)日本銀行との当座預金取引において業務局または支店に届出済の印鑑届における金融機関等名を記載して下さい。また、外国銀行および外国法人である金融商品取引業者の場合には、届出済の和文呼称を使用して下さい。

(注7)頭取、社長、理事長等の氏名を記入して下さい。支店長等の代理人名の記載は不可。

補完貸付制度における貸付先の承認基準

下記の(1)から(5)までを満たしていること。

- (1) 次の(a)から(d)までのいずれかに該当する先(ただし、整理回収機構、預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。)であること。
 - (a) 金融機関(日本銀行法(平成9年法律第89号)第37条第1項に規定する金融機関をいう。)
 - (b) 金融商品取引業者(日本銀行法施行令(平成9年政令第385号)第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。)
 - (c) 証券金融会社(日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。)
 - (d) 短資業者(同項第4号に規定する者をいう。)
- (2) 希望先が貸付希望店の相対型電子貸付取引先であること。
- (3) 申出の直前決算期末(中間決算期末を含む。但し、申出直前の決算期末の自己資本比率または資本バッファー比率が申出時に判明していない場合には、判明している直前の決算期末とする。(3)において以下同じ。)において、自己資本比率等が次に掲げる条件を満たしていること、または、申出の直前の決算期末以降の増資等の事情により、自己資本比率等が次に掲げる条件を満たすようになったと確認できること。
 - (a) 金融機関にあつては、連結および単体自己資本比率が、国際統一基準適用先については普通株式等 Tier1 比率 4.5%以上、Tier1 比率 6%以上および総自己資本比率 8%以上、国内基準適用先については 4%以上、国際統一基準適用先または国内基準適用先の何れにも該当しない先(但し、外国銀行を除く)については、業務内容等に照らし、自己資本の充実の状況が適当であると認められること。さらに、法令により資本バッファー規制が適用される場合には、資本バッファー比率が、法令により定められた水準を満たしていること。
 - (b) 金融機関の親会社が銀行持株会社である場合は、(a)に加え、銀行持株会社の連結自己資本比率が、国際統一基準適用先については普通株式等 Tier1 比率 4.5%以上、Tier1 比率 6%以上および総自己資本比率 8%以上、国内基準適用先については 4%以上であること。さらに、法令により資本バッ

ァー規制が適用される場合には、資本バッファ比率が、法令により定められた水準を満たしていること。

- (c) 外国銀行にあつては、その母国において「バーゼル III：より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」（2010年12月バーゼル銀行監督委員会）に基づき定められた規制の適用を受ける先（以下「バーゼル III 適用先」という。）については、当該規制により算出された自己資本比率が、普通株式等 Tier1 比率 4.5%以上、Tier1 比率 6%以上および総自己資本比率 8%以上であること。その母国において「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」（1988年7月バーゼル銀行監督委員会）または「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」（2004年6月バーゼル銀行監督委員会）に基づき定められた規制の適用を受ける先については、当該外国銀行が現に適用を受ける規制により算出された自己資本比率が 8%以上であること。その母国において該当する規制が存在しない場合（以下「銀行法準用先」という。）には、銀行法に準じて算出される当該外国銀行にかかる自己資本比率が、普通株式等 Tier1 比率 4.5%以上、Tier1 比率 6%以上および総自己資本比率 8%以上であること。さらに、法令（外国銀行のうちバーゼル III 適用先については当該外国銀行の母国の法令をいい、銀行法準用先については当該外国銀行に準用される銀行法をいう。以下この項において同じ。）により資本バッファ規制が適用される場合には、資本バッファ比率が、法令により定められた水準を満たしていること。
- (d) 金融商品取引業者にあつては、金融商品取引法第 46 条の 6 第 1 項に基づき算定する自己資本規制比率（外国法人である金融商品取引業者（以下「外国金融商品取引業者」という。）の場合には、同項および同法第 49 条の 2 第 3 項に基づき算定する自己資本規制比率とする。）が 200%以上（但し、外国金融商品取引業者で、当該外国金融商品取引業者を実質的に支配している会社の保証がある場合には、150%以上とする。）であること。
- (e) 金融商品取引業者が特別金融商品取引業者（金融商品取引法第 57 条の 2 第 2 項に規定する特別金融商品取引業者をいう。以下同じ。）である場合は、(d) に加え、「特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」（平成 22 年金融庁告示第 128 号）に基づき算定された連結自己資本規制比率が 200%以上であること。
- (f) 金融商品取引業者が特別金融商品取引業者であつて、その親会社が最終指定親会社（金融商品取引法第 57 条の 12 に規定する親会社をいう。以下同じ。）である場合は、(d) および (e) に加え、「最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」（平成 22 年金融庁告示第 130 号。以下「川上連結告示」という。）第 2 条および第 3 条に基づき算定された連結自己資本規制比率が、普通株式等 Tier1 比率 4.5%以上、Tier1 比率 6%以上および総自己資本規制比率 8%以上であること。
- (g) 川上連結告示第 4 条に基づき算定された連結自己資本規制比率が 200%以上であるときは、(f) の要件を満たすものとみなす。

- (h) 川上連結金融商品取引業者にあつては、(d)、(e) および (f) に加え、連結資本バッファ比率が、法令により定められた水準を満たしていること。
 - (i) 証券金融会社および短資業者にあつては、自己資本比率が 200%以上（金融商品取引業者の自己資本規制比率に準じて算出する。）であること。
 - (j) (a)、(b)、(c) または (h) において、資本バッファ比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、(a)、(b)、(c) または (h) に定める資本バッファ比率の要件を満たすものとみなす。
- (4) 法令により流動性カバレッジ比率規制が適用される場合には、申出の直前の決算期末（中間決算期末を含む。但し、申出直前の決算期末の流動性カバレッジ比率が申出時に判明していない場合には、判明している直近の決算期末とする。以下(4)において同じ。）において、次に掲げる要件を満たしていること、または、申出直前の決算期末以降の事情により、次に掲げる条件を満たすようになったと確認できること。
- (a) 金融機関（外国銀行を除く。）にあつては、流動性カバレッジ比率が、法令により定められた水準を満たしていること。
 - (b) 金融機関の親会社が銀行持株会社である場合には、(a) に加え、銀行持株会社に関する流動性カバレッジ比率が、法令により定められた水準を満たしていること。
 - (c) 川上連結金融商品取引業者にあつては、連結流動性カバレッジ比率が、法令により定められた水準を満たしていること。
 - (d) 流動性カバレッジ比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、(a)、(b) または (c) の要件を満たすものとみなす。
- (5) 申出直前の決算期末以降の経営の状況その他考査等から得られた情報に照らし、自己資本比率または資本バッファ比率が実質的に (3) に定める水準を下回るとみられる、流動性カバレッジ比率が実質的に (4) に定める水準を下回るとみられる、またはその他信用力が十分でない認められる特段の事情もしくは別表に掲げる事項の検証結果等を踏まえて流動性リスク管理が適切でない認められる特段の事情がないこと。

流動性リスク管理のチェック・ポイント

1. リスク管理にかかるガバナンス体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 流動性リスク管理を経営上の重要な要素として位置付け、経営陣が管理体制の整備に十分コミットしているか。 (2) リスク管理方針の策定、リスク管理責任者の設置と権限付与、経営陣への報告体制の確立といったリスク管理体制を適切に確立しているか。 (3) 流動性リスク許容度の設定や危機時のコンティンジェンシー・プランの策定が、基本的な流動性リスク管理方針と整合的か。
2. 流動性リスク・プロファイルの把握とバランスシート運営	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自行・社・庫の業務展開、ビジネスモデルに応じた流動性リスク・プロファイルの把握が適切に行われているか。 (2) 預金という安定的な資金調達源を持たない金融機関は、その流動性リスク・プロファイルに見合った頑健なリスク管理体制の構築に努めているか。 (3) 流動性に影響を及ぼし得る潜在的な要因へのリスク管理面での目配りは十分か。 (4) 資金の運用・調達構造自体、すなわち、運用・調達のバランス、期間別のミスマッチ、市場性調達への依存度等は調達力に見合っているか。 (5) 偶発債務の規模が調達力対比で過大でないか。 (6) 先行きの運用・調達方針では、資金調達面での限界を考慮に入れない形で、市場流動性が低く、資金化やポジション解消が困難化しやすい資産の積み上げが容認されていないか。
3. 日々の資金繰りの安定性確保	<ul style="list-style-type: none"> (1) 必要な資金を安定的に調達し、円滑に決済を行い得ているか。 (2) 調達レート of 急激な上昇など取引レートに特段の動きはないか。 (3) 日々の要調達額が資金調達力との対比で過大になっていないか。 (4) 日本銀行適格担保を含む担保繰りに問題はないか。 (5) 業務内容や主な資金調達手段の特性を勘案したうえで、資金調達先の大口集中を避け、資金調達手段の分散化・多様化を図っているか。 (6) 日中流動性の管理を適切に行っているか。 (7) 補完貸付の常態的な利用により、補完貸付以外の調達手段を確保する努力を怠るなど、自律的な流動性リスク管理がおろそかになっていないか。
4. ストレス局面での対応力の強化	<ul style="list-style-type: none"> (1) 様々なシナリオのもとでのストレステストを実施しているか。 (2) ストレステスト等を通じて想定される資金流出に対応して、資金化可能な流動資産を十分に確保しているか。 (3) 資金の出し手金融機関のリスク認識などの定性的情報を含め、「必要なときに、必要な資金を調達できるか」という資金アベイラビリティを確認しているか。

5. 緊急時における対応

- (1) 資金の逼迫度に見合った管理体制に移行する仕組みや業務運営において、緊急時の流動性面への影響を勘案する仕組みの整備を含めた適切なコンティンジェンシー・プランが策定されているか。
- (2) 調達環境の変化を適切に認識し、逼迫度に見合った管理体制に移行しているか。
- (3) 流動性面での制約の強まりを業務運営上勘案する仕組みが有効に機能しているか。
- (4) 実務上の対応において、逼迫度に見合ったポジション運営等、適切な流動性管理が行われているか。また、調達先・調達手段の拡充や資産売却等を含めて、追加的な流動性確保策が講じられているか。

6. グローバルな流動性リスク管理体制の整備（国際的に活動する金融機関）

- (1) 取扱通貨毎、海外拠点毎の流動性リスク・プロファイルを的確に把握しているか。
- (2) グループ内におけるクロスボーダー資金の量や期間構造を平時より把握しているか。
- (3) グループ内の資金活用が国際金融市場の環境変化によって受ける影響を把握しているか。
- (4) 危機時における各拠点間の資金融通について、グループ全体として統合的なかたちでコンティンジェンシー・プランを整備しているか。
- (5) 海外主要拠点での代替的調達手段は十分に確保されているか。

補完貸付先の承認取消しにかかる予告措置の概要

日本銀行は、補完貸付制度における貸付先が、その承認基準として定められている自己資本比率、資本バッファー比率の要件または流動性カバレッジ比率の要件を満たさなくなった場合、同比率の水準等^(注1)に応じ、別表のとおり貸付先の承認の取消しまたはその予告措置を講じます。

なお、予告措置を講じた場合の取扱いは以下のとおりです。

- ① 予告期間中に承認基準を満たしたと認められる場合には、予告を取消します（この場合、貸付先の承認は維持されます。）。
- ② 予告期間中に承認基準を満たす可能性がなくなったと認められる場合には、その時点で貸付先の承認取消しを行います。
- ③ 予告期間中に承認基準を満たさなかったと認められる場合には、予告後 6 か月を経過した時点で貸付先の承認取消しを行います。

(a) 金融機関のうち国際統一基準適用先、金融商品取引業者のうち川上連結先^(注2)
および(c)以外の外国銀行

直近の自己資本（規制） 比率等	6ヶ月以内の 自己資本（規制）比率等 の見込み	措置の内容
普通株式等Tier 1比率4.5%以上、Tier 1比率6%以上、総自己資本比率8%以上、資本バッファ比率の要件 ^(注3) を満たすことおよび流動性カバレッジ比率の要件 ^(注3) を満たすこと	—	貸付先の承認を維持
普通株式等Tier 1比率4.5%未満1.13%以上、Tier 1比率6%未満1.5%以上もしくは総自己資本比率8%未満2%以上であること 資本バッファ比率の要件を満たさなくなったこと 流動性カバレッジ比率の要件を満たさなくなったこと	普通株式等Tier 1比率4.5%以上、Tier 1比率6%以上および総自己資本比率8%以上に回復する可能性あり 資本バッファ比率の要件を満たす ^(注4) 可能性あり 流動性カバレッジ比率の要件を満たす ^(注4) 可能性あり	予告を发出
同上	普通株式等Tier 1比率4.5%以上、Tier 1比率6%以上および総自己資本比率8%以上に回復する可能性なし 資本バッファ比率の要件を満たす可能性なし 流動性カバレッジ比率の要件を満たす可能性なし	直ちに貸付先の承認を 取消
普通株式等Tier 1比率1.13%未満、Tier 1比率1.5%または総自己資本比率2%未満	—	

(b) 金融機関のうち国内基準適用先

直近の自己資本比率	6ヶ月以内の 自己資本比率の見込み	措置の内容
4%以上	—	貸付先の承認を維持
4%未満 1%以上	4%以上に回復する 可能性あり	予告を発出
同上	4%以上に回復する 可能性なし	直ちに貸付先の承認を 取消
1%未満	—	

(c) 外国銀行のうちその母国において「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」(1988年7月バーゼル銀行監督委員会)または「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化:改訂された枠組」(2004年6月バーゼル銀行監督委員会)に基づき定められた規制の適用を受ける先

直近の自己資本比率	6ヶ月以内の 自己資本比率の見込み	措置の内容
8%以上	—	貸付先の承認を維持
8%未満2%以上	8%以上に回復する可能性あり	予告を発出
同上	8%以上に回復する可能性なし	直ちに貸付先の承認を 取消
2%未満	—	

(d) 金融商品取引業者、証券金融会社および短資業者

直近の自己資本(規制) 比率	6ヶ月以内の 自己資本(規制)比率の見込み	措置の内容
200%以上	—	貸付先の承認を維持
200%未満 100%以上	200%以上に回復する 可能性あり	予告を発出
同上	200%以上に回復する 可能性なし	直ちに貸付先の承認を 取消
100%未満	—	

(注1) 数値基準のほか、自己資本比率または資本バッファ比率が実質的に要件を下回るとみられる、もしくは流動性カバレッジ比率が実質的に要件を下回るとみとめられる、またはその他信用力が十分でないと認められる特段の事情もしくは別表に掲げる事項の検証結果等を踏まえて流動性リスク管理が適切でないと認められる特段の事情がないことも判断材料とする。

(注2) 金融商品取引業者が特別金融商品取引業者であって、その親会社が最終指定親会社である場合(バーゼル基準採用先)には、最終指定親会社にかかる連結自己資本規制比率。なお、このケースに該当する金融商品取引業者の単体および川下連結自己資本規制比率は(d)の基準に従う。

(注3) 資本バッファ比率または流動性カバレッジ比率が法令に定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、要件を満たすものとみなす。

(注4) 資本バッファ比率または流動性カバレッジ比率が要件を満たすとは、6か月以内に法令に定められた水準に回復する、またはその水準を満たすよう着実に改善すると認められることをいう。